

昭和 47 年 8 月 14 日
47 保 第 970 号
基 発 第 520 号

通商産業大臣官房長 和田 敏 信
通商産業省公害保安局長 久良知 章 悟
通商産業省公益事業局長 井 上 保
労働省労働基準局長 渡 辺 健 二

労働安全衛生法施行令の制定にあたり、通商産業省及び労働省は、下記のとおり了解する。

記

1. 高圧ガス取締法第 28 条第 1 項の作業主任者若しくは販売主任者または電気事業法若しくはガス事業法に基づき主任技術者が選任されている事業場において、中央制御方式によりボイラー又は第一種圧力容器のコントロールを行なう場合については、令第 6 条第 4 号又は第 17 号の取扱いの作業に該当しないものとして取り扱うものとする。

2. 電気事業法に基づくボイラータービン主任技術者免状を有する者についての労働安全衛生法に基づくボイラー技士試験における受験資格の取扱いについては、従前の関係を継続する。

高圧ガス取締法第 29 条第 1 項の作業主任者免状若しくは販売主任者免状、電気事業法に基づくボイラータービン主任技術者免状、ガス事業法に基づくガス主任技術者免状を有する者については、令第 6 条第 17 号の作業のうち、高圧ガス取締法、電気事業法又はガス事業法の適用を受ける第一種圧力容器に係る作業の作業主任者の免許資格を付与するものとし、労働省令でこの旨を規定するとともに、同省令の制定、改廃の際、通商産業省と協議するものとする。

なお、この取扱いについては他の前例としないことを確認する。

3. 法第 36 条の労働省令のうち第 33 条第 1 項に係るものについては、次の旨定めるものとする。

(1) 機械等貸与者は、貸与する機械等について、次の措置を講じなければならない。

一、貸出時において、当該機械等について十分な整備を行なうこと。

二、貸出にあたって次の事項を記載した書面を当該機械等の貸与を受ける者に交付すること。

イ、当該機械等の能力

ロ、当該機械等の使用上の留意事項

三、その他当該機械等の貸与についての留意事項

(2) 前項の規定は、機械等の貸与であって、貸与の対象となる機械等について、その購入の際の機種を選定、貸与後の保守等当該機械等の所有者が行なうべき業務を当該機械等の貸与を受ける者が行なうもの（中小企業近代化資金等助成法第 3 条に規定する都道府県の設備貸与機関が行なう中小企業設備貸与事業として行なう機械等の貸与を含む。）については適用しない。

4. 労働省は、昭和 47 年 2 月 12 日付 47 保第 82 号、基発第 80 号による覚書 9 の(1)、(2)及び(3)を、昭和 47 年 9 月 30 日以前に行なう基準等の制定改廃について誠実に実施できないこととなったことにつき遺憾の意を表すとともに、昭和 47 年 10 月 1 日以降、覚書 9 の(2)の技術専門委員会が設置されるまでの間における基準等の制定改廃にあたっては、覚書の趣旨に沿って、当該基準等案につ

いて検討する専門委員会に通商産業省職員又はその推薦する者を委員として参加させる等の措置を講ずることを確約する。

5. 法第 42 条に基づく令第 13 条第 21 号の規格又は安全装置の内容は、当面労働災害防止上緊急を要するものに限ることとし、労働省は、その制定改廃に際しては、あらかじめ、通商産業省と協議するものとする。
6. 労働省は、令別表第 7 の労働省令を制定改廃しようとするときは、あらかじめ通商産業省と協議するものとする。
7. 令第 13 条第 8 号においてガス事業法の適用を受ける第二種圧力容器を適用除外することに関連し、通商産業省は、最高使用圧力が 10kg/cm² 未満のガスホルダーについて、昭和 47 年 9 月 30 日までに、ガス事業法に基づく技術基準を労働基準法に基づく基準と同等以上のものに改正するものとし、その改正に際して、あらかじめ、労働省と協議するものとする。

最高使用圧力が 10kg/cm² 以上のガスホルダーについては、通商産業省、労働省の両省において、早急に技術上の基準の調整をはかるものとする。

8. 令第 15 条第 3 号の遠心機械については、労働省は通達でその内容を定めるものとし、その通達を定め、又は変更するにあたっては、あらかじめ、通商産業省に協議するものとする。
9. 令第 15 条第 4 号の設備で、高压ガス取締法又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の適用を受けるものが含まれている場合には、これらのものについては、法第 45 条の定期自主検査を行なうことを要しないものとする。
10. 令第 15 条第 8 号の労働省令で定める装置は、労働衛生のためのものであり、火薬類取締法、電気事業法又はガス事業法の適用により、保安又は公害防止のため装置されるものを含めないものとし、労働省は、その省令の制定改廃に際しては、通商産業省に協議するものとする。
11. 令第 15 条第 9 号の設備の定期自主検査については、高压ガス取締法又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律で自主検査を行なった場合は、その限度において、法第 45 条の定期自主検査を行なったものとみなす。

12. (1) この政令で禁止、許可、表示物質として指定される「その他の物」の解釈は、「規制対象物又はその製剤以外の物であって、化学的処理（例えば、化学反応等）、物理的処理（分留等）又は生物学的処理（バクテリア処理等）の結果当該規制対象物が副生又は残留により含有されているもの」をいい、規制対象物を含有する廃棄物まで含む趣旨ではない。

(2) 労働省は、労働安全衛生法施行通達に上記(1)の内容を盛り込むこととし、その通達を制定改廃しようとする場合には、あらかじめ通商産業省と協議するものとする。

13. 労働省は、令第 16 条第 2 項に基づき、労働省令および労働大臣の定める基準を制定改廃しようとする際には、あらかじめ、通商産業省と協議するものとする。

14. (1) 令第 18 条第 39 号に規定する労働省令を制定改廃しようとする場合には、あらかじめ、通商産業省と協議するものとする。

また、本条に基づき規制される物質は、同号の労働省令による据切り及び製剤の範囲を含めて同時に判断されるものであるため、今後、令に規制対象物を追加する場合には労働省は省令案の骨子および政令案を同時に通商産業省と協議するものとする。

(2) 上記(1)については、令第 15 条第 9 号、第 18 条第 24 号（労働大臣の指定）、別表第 3 第 2 号の 3、同表第 3 号の 22 および同表第 4 号の 14 について、同様とする。

15. 火薬類取締法第 31 条に定める火薬類取扱保安責任者免状を有する者は、令第 20 条第 1 号の業務

を行なう資格を有するものとし、法第 61 条に基づく労働省令でこの旨規定するとともに、同省令の制定改廃の際通商産業省と協議するものとする。

16. 労働省は、法第 88 条第 3 項に基づき、労働省令を制定改廃しようとする場合には、あらかじめ、通商産業省と協議するものとする。
17. 高圧ガス取締法又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「高圧ガス取締法等」という。）の適用を受けるものに対する令附則第 4 条第 2 項の適用については、法の制定によって、実態上、法の制定以前の状態と何ら変わらないことを確認する。
18. 労働省は、高圧ガス取締法等の適用を受ける第一種圧力容器について令附則第 4 条第 2 項の規定により適用される法第 37 条第 2 項の基準を定める場合には、あらかじめ、通商産業省に協議すること。肉厚算定基準については、早急に通商産業省と協議の上、両省が納得するよう調整するものとする。
19. 労働省が、高圧ガス取締法等の適用を受ける第一種圧力容器について令附則第 4 条第 2 項の規定により行なう法第 38 条第 1 項の検査は、溶接検査のみとして、労働省はその旨労働省令及び通達において明らかにするとともに、その制定改廃に際しては、あらかじめ、通商産業省と協議するものとする。
20. 労働省は、通商産業省が高圧ガス取締法等に基づく省令を改正し、溶接検査体制を整備した場合には、その内容を尊重し、かつ、その内容に即して令附則第 4 条第 2 項の規定（高圧ガス取締法等に係る部分に限る。）を廃止の方向で再検討するものとする。
21. 工事計画の認可の基準のうち、問題事項については、通商産業省と労働省とは、1 年以内に協議を完了し、ガス事業法の適用を受ける第一種圧力容器については、法第 37 条及び第 38 条第 1 項の規定を適用しないものとする。
22. ガス事業法の適用を受けるものに対する令附則第 4 条第 2 項の適用については、法の制定によって、実態上、法の制定以前の状態と何ら変わらないことを確認する。
23. 令による改正後の労働省組織令第 21 条の 3 第 2 号、第 3 号および第 4 号ならびに第 21 条の 4 第 2 号、第 3 号および第 4 号に規定する「検定代行機関」、「労働安全コンサルタント試験」、「労働安全コンサルタント」、「産業安全専門官」、「労働衛生コンサルタント試験」、「労働衛生コンサルタント」及び「労働衛生専門官」とは、それぞれ労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）の関係条文に規定するものを指すものであることを確認する。

覚 書

労働安全衛生法施行令に関し、下記のとおり覚書を交換する。

昭和 47 年 8 月 14 日

(甲)	労働省労働基準局 安全衛生部計画課長	倉 橋 義 定
	労働省労働基準局 安全衛生部安全課長	中 西 正 雄
(乙)	通商産業省公益	井 上 力

事業局施設課長
通商産業省公益
事業局火力課長
通商産業省公益
事業局ガス課長

石 田 斉
原 田 稔

1. 労働安全衛生法施行令（以下「令」という。）第6条第10号の作業の作業主任者については、電気事業法又はガス事業法に基づく保安上の制度で類似のものがあるものについては、労働安全衛生法に基づく資格を重ねて求めないものとする。
2. 令第6条第16号の作業は、ボイラーの据付けの作業を直接施行にあたる事業者の当該作業をいうものとする。
3. ガス事業法に基づく溶接士と労働安全衛生法に基づく溶接士（令第20条第4号の業務に係るもの）については、両方で相互にその溶接士試験での実技を認め合うよう検討するものとする。
4. 令第20条第5号の業務は、ボイラーまたは第一種圧力容器の整備を直接施行にあたる事業者の当該業務をいうものとする。
5. 令附則第4条第2項に関連してガス事業法体系と労働安全衛生法体系との規制上の差異で問題となるのは、電気事業法とのバランスにおいて、溶接検査に関する規制がガス事業法施行規則に設けられていないことであることを確認する。